

(報告第 2 号)

国民健康保険制度の改正等について

1 趣旨

平成 28 年度に予定される国民健康保険制度の改正等について報告するものです。

2 税制改正の主な内容 (参考資料 2)

(1) 保険税の軽減判定所得の引き上げ

経済動向等を踏まえ、低所得者に対する保険税の軽減判定所得を見直すものです。

ア 2 割軽減

軽減判定所得の基準を現行の「33 万円 + 47 万円 × 被保険者数」から「33 万円 + 48 万円 × 被保険者数」に引き上げるもの。

イ 5 割軽減

軽減判定所得の基準を現行の「33 万円 + 26 万円 × 被保険者数」から「33 万円 + 26.5 万円 × 被保険者数」に引き上げるもの。

(2) 保険税の課税限度額の引き上げ

中間所得層の被保険者の負担に配慮し、保険税課税限度額を 4 万円引き上げ 89 万円とするものです。内訳は下記のとおりです。

ア 基礎分

現行の 52 万円から 54 万円 に 2 万円の引き上げ

イ 後期高齢者支援金分

現行の 17 万円から 19 万円 に 2 万円の引き上げ

ウ 介護納付金分

現行の 16 万円に変更無し

(3) 施行

平成 28 年 4 月 1 日

今後、国会の審議状況を見ながら、法案成立後に条例の一部改正を行います。

3 給付関係の変更内容 (参考資料 3)

入院時の食事代の段階的な引き上げ

現在 1 食 260 円負担の入院時の食事代が引き上げとなり 1 食 360 円となります。

4 個人番号の利用が開始されました。

平成 28 年 1 月 1 日から、国民健康保険の届出や給付申請にマイナンバーの記載が必要となりました。